

公布した条例一覧

令和4年

公布 番号	条例名
35	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
36	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
37	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
38	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
39	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第35号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の188」を「100分の198」に改める。

第2条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198」を「100分の201.5」に改める。

第3条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の175.5」を「100分の185.5」に改める。

第4条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3月1日、」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の185.5」を「100分の189」に、「3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）」を「6月以内」改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60

3月未満	100分の30
------	---------

第5条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の188」を「100分の198」に改める。

第6条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198」を「100分の201.5」に改める。

第7条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の188」を「100分の198」に改める。

第8条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198」を「100分の201.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例（以下「新区長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「新教育長給与条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「新監査委員給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 新区長等給与条例の規定、新議員報酬条例の規定、新教育長給与条例の規定及

び新監査委員給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の杉並区長等の給与等に関する条例の規定、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新区長等給与条例の規定、新議員報酬条例の規定、新教育長給与条例の規定及び新監査委員給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の188</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第2条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支</p>

給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

第3条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては <u>100分の185.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3及び4 略	(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては <u>100分の175.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3及び4 略

第4条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正)	
新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長等で_____6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の189</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内</p> <hr/> <p>_____の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長等で<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の185.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）</u>の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>

第5条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の188</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第6条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を乗じて得た額に、給与</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198</u>を乗じて得た額に、給与</p>

条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。
 (1)～(3) 略

条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。
 (1)～(3) 略

第7条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>5～8 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては<u>100分の188</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>5～8 略</p>

第8条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p>

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の201.5

_____を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

5～8 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の198を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

5～8 略

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容			
期 末 手 当	区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数			
	区分	現行	第1条、第5条及び第7条による改正 (令和4年度の支給月数)	第2条、第6条及び第8条による改正 (令和5年度の支給月数)
	6月期	1.80	1.80	<u>2.015</u>
	12月期	1.88	<u>1.98</u>	<u>2.015</u>
	3月期	0.25	0.25	—
	合計	3.93	<u>4.03</u>	4.03
	区議会議員の支給月数			
	区分	現行	第3条による改正 (令和4年度の支給月数)	第4条による改正 (令和5年度の支給月数)
	6月期	1.675	1.675	<u>1.89</u>
	12月期	1.755	<u>1.855</u>	<u>1.89</u>
3月期	0.25	0.25	—	
合計	3.68	<u>3.78</u>	3.78	
施行期日等	<p>1 第1条、第3条、第5条及び第7条による改正は公布の日から施行し、改正後の規定は令和4年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条、第4条、第6条及び第8条による改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>			

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第36号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

ア 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	147,500	200,500	228,500	254,300	283,900	368,900
	2	148,600	202,000	230,500	256,400	286,400	371,700
	3	149,700	203,400	232,500	258,500	288,900	374,500
	4	150,900	204,700	234,500	260,600	291,400	377,300
	5	152,100	206,100	236,400	262,900	293,900	380,100
	6	153,300	207,500	238,400	265,100	296,400	382,800
	7	154,500	208,900	240,400	267,300	298,900	385,600
	8	155,700	210,500	242,400	269,500	301,500	388,400
	9	156,800	212,300	244,300	271,700	304,100	391,200
	10	158,000	213,900	246,400	274,000	306,700	394,000
	11	159,300	215,600	248,400	276,200	309,200	396,900
	12	160,600	217,300	250,500	278,500	311,800	399,800
	13	161,800	218,900	252,500	280,700	314,400	402,600
	14	163,200	220,700	254,700	283,000	317,000	405,500
	15	164,600	222,500	256,800	285,200	319,600	408,400
	16	166,000	224,200	259,000	287,600	322,200	411,300
	17	167,400	226,000	261,100	290,000	324,800	414,200
	18	169,000	227,800	263,300	292,400	327,400	417,100
	19	170,700	229,600	265,500	294,800	330,000	420,100
	20	172,500	231,500	267,700	297,200	332,700	423,100
	21	174,200	233,500	269,900	299,600	335,300	426,000
	22	176,000	235,300	272,200	302,000	338,000	429,000
	23	177,800	237,300	274,500	304,400	340,700	432,100
	24	179,600	239,200	276,800	306,800	343,400	435,100
	25	181,300	241,200	279,000	309,100	346,100	438,100
	26	183,100	243,100	281,300	311,500	348,800	441,000
	27	184,900	245,100	283,700	314,000	351,500	444,000
	28	186,600	247,200	286,100	316,500	354,200	446,900
	29	188,200	249,100	288,500	319,000	356,900	449,700
	30	189,200	251,200	290,700	321,500	359,700	452,500
	31	190,200	253,300	293,100	324,000	362,500	455,200
	32	191,100	255,400	295,400	326,400	365,300	457,700
	33	191,900	257,600	297,600	328,700	368,100	460,200
	34	193,000	259,600	299,800	331,100	370,800	462,600
	35	194,000	261,700	302,100	333,500	373,500	464,800
	36	195,300	263,700	304,400	335,900	376,200	467,000
	37	196,500	265,800	306,600	338,200	378,900	469,000
	38	198,000	267,700	308,800	340,600	381,600	471,000
	39	199,500	269,800	310,900	343,000	384,100	472,800
	40	201,000	271,800	313,100	345,300	386,700	474,600
	41	202,600	273,800	315,200	347,500	389,300	476,200
	42	204,300	275,600	317,400	349,800	391,900	477,800
	43	206,100	277,600	319,400	352,100	394,300	479,200
	44	207,900	279,600	321,500	354,300	396,800	480,700

再任用職員以外の職員

45	209,800	281,500	323,500	356,500	399,200	482,000
46	211,500	283,300	325,600	358,700	401,600	483,400
47	213,300	285,200	327,600	360,900	403,800	484,600
48	215,100	287,100	329,700	363,000	406,000	485,900
49	216,900	288,900	331,700	365,000	408,100	487,000
50	218,600	290,700	333,700	367,100	410,100	488,200
51	220,400	292,500	335,600	369,100	411,900	489,200
52	222,100	294,300	337,600	371,100	413,700	490,300
53	223,900	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
54	225,600	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
55	227,400	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
56	229,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
57	230,900	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900
58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
59	234,300	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
60	236,000	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
61	237,800	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
62	239,400	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
63	241,100	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
64	242,900	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
65	244,600	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
66	246,400	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
67	248,100	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
68	249,800	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
69	251,400	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
70	253,000	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
71	254,700	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
72	256,400	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100
79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100
81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600
84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100
87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	

93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	
97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100	
98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300	354,300	398,400	421,900		
119	311,700	354,700	398,800	422,300		
120	312,100	355,100	399,200	422,700		
121	312,400	355,500	399,600	423,100		
122	312,800		400,000	423,500		
123	313,200		400,400	423,900		
124	313,600		400,800	424,300		
125	314,000		401,200	424,700		
126	314,300		401,600	425,100		
127	314,700		402,000	425,500		
128	315,100		402,400	425,900		
129	315,500		402,800	426,300		
130	315,900		403,200			
131	316,300		403,600			
132	316,700		404,000			
133	317,000		404,400			
134	317,400					
135	317,700					
136	318,000					
137	318,300					
138	318,600					
139	318,900					
140	319,200					

	141	319,500					
	142	319,800					
	143	320,100					
	144	320,400					
	145	320,700					
	146	321,000					
	147	321,300					
	148	321,600					
	149	321,900					
再任用 職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,900	205,000	225,100	229,800
	2	133,600	206,600	227,000	231,700
	3	134,300	208,300	228,900	233,600
	4	135,000	210,000	230,800	235,500
	5	135,700	211,800	232,900	237,500
	6	136,400	213,400	234,600	239,500
	7	137,100	215,200	236,600	241,400
	8	137,800	217,000	238,600	243,400
	9	138,500	218,800	240,700	245,300
	10	139,200	220,600	242,500	247,300
	11	139,900	222,400	244,500	249,300
	12	140,600	224,200	246,600	251,400
	13	141,300	226,200	248,600	253,500
	14	142,300	227,900	250,600	255,600
	15	143,300	229,800	252,700	257,700
	16	144,300	231,500	254,600	259,800
	17	145,300	233,400	256,300	261,900
	18	146,400	235,000	258,400	263,900
	19	147,500	236,900	260,400	266,000
	20	148,600	238,600	262,400	268,100
	21	149,800	240,400	264,200	270,200
	22	151,000	242,000	266,200	272,300
	23	152,200	243,700	268,000	274,400
	24	153,400	245,500	269,900	276,600
	25	154,400	247,200	271,700	278,800
	26	155,600	248,700	273,600	281,000
	27	156,900	250,400	275,300	283,200
	28	158,200	252,100	277,100	285,300
	29	159,400	253,500	278,900	287,300
	30	160,800	255,200	280,700	289,400
	31	162,100	256,800	282,400	291,500
	32	163,500	258,400	284,200	293,600
	33	164,600	259,800	285,900	295,600
	34	166,300	261,500	287,600	297,700
	35	167,900	263,000	289,300	299,800
	36	169,400	264,400	291,000	301,800
	37	170,900	265,900	292,700	303,700
	38	171,800	267,400	294,500	305,700
	39	172,700	268,800	296,100	307,700
	40	173,500	270,200	297,600	309,700
	41	174,200	271,700	299,300	311,600
	42	175,200	273,000	300,900	313,500
	43	176,200	274,500	302,400	315,400
	44	177,300	275,700	303,900	317,300

再任用職員以外の職員

45	178,400	277,100	305,500	319,000
46	179,800	278,400	307,000	320,800
47	181,100	279,700	308,400	322,600
48	182,500	281,000	309,900	324,300
49	184,000	282,300	311,300	326,100
50	185,500	283,500	312,700	327,800
51	187,100	284,700	314,100	329,400
52	188,800	285,900	315,400	331,000
53	190,500	287,000	316,700	332,600
54	192,000	288,100	318,000	334,100
55	193,700	289,100	319,200	335,600
56	195,300	290,100	320,300	337,100
57	196,900	291,100	321,400	338,400
58	198,500	292,000	322,500	339,800
59	200,100	292,900	323,400	341,100
60	201,700	293,800	324,200	342,300
61	203,300	294,500	325,100	343,500
62	204,800	295,300	325,800	344,400
63	206,500	296,000	326,600	345,400
64	208,100	296,700	327,200	346,300
65	209,700	297,200	327,900	347,200
66	211,200	297,800	328,600	347,900
67	212,700	298,300	329,200	348,600
68	214,300	298,900	329,700	349,300
69	215,900	299,400	330,300	350,000
70	217,400	299,900	330,800	350,600
71	218,900	300,500	331,400	351,300
72	220,600	300,900	331,800	352,000
73	222,100	301,300	332,200	352,600
74	223,700	301,800	332,600	353,100
75	225,300	302,200	333,100	353,700
76	226,800	302,600	333,500	354,200
77	228,300	303,100	333,900	354,800
78	229,700	303,500	334,400	355,200
79	231,300	304,000	334,800	355,700
80	232,800	304,400	335,200	356,200
81	234,300	304,800	335,700	356,600
82	235,800	305,200	336,100	356,900
83	237,400	305,600	336,500	357,400
84	238,800	306,100	337,000	357,800
85	240,300	306,500	337,400	358,200
86	241,600	306,900	337,800	358,600
87	243,100	307,200	338,200	359,000
88	244,700	307,600	338,600	359,400
89	246,200	307,900	338,900	359,800
90	247,400	308,300	339,300	360,300
91	248,900	308,600	339,600	360,700
92	250,200	309,000	340,000	361,000

93	251,600	309,300	340,300	361,400
94	252,900	309,700	340,700	361,700
95	254,200	310,000	341,000	362,100
96	255,500	310,400	341,400	362,400
97	256,800	310,700	341,700	362,800
98	257,900	311,100	342,000	363,100
99	259,100	311,400	342,400	363,500
100	260,400	311,800	342,700	363,800
101	261,600	312,100	343,100	364,200
102	262,800	312,500	343,400	364,500
103	264,000	312,900	343,800	364,900
104	265,000	313,300	344,100	365,200
105	266,000	313,700	344,500	365,600
106	267,100	314,100	344,800	365,900
107	268,200	314,500	345,100	366,300
108	269,300	314,900	345,500	366,600
109	270,200	315,300	345,800	367,000
110	271,200	315,600	346,200	367,300
111	272,200	315,900	346,500	367,700
112	273,100	316,200	346,900	368,000
113	273,900	316,500	347,200	368,400
114	274,900	316,800	347,600	368,700
115	275,700	317,100	347,900	369,100
116	276,500	317,400	348,200	369,400
117	277,300	317,700	348,600	369,800
118	278,000	318,000	349,000	370,100
119	278,800	318,300	349,400	370,500
120	279,500	318,600	349,800	370,800
121	280,000	318,900	350,200	371,200
122	280,700	319,100	350,600	
123	281,200	319,300	351,000	
124	281,800	319,500	351,400	
125	282,200	319,700	351,800	
126	282,700	319,900	352,200	
127	283,000	320,100	352,600	
128	283,400	320,300	353,000	
129	283,700	320,500	353,400	
130	284,000	320,700	353,800	
131	284,400	320,900	354,200	
132	284,700	321,100	354,600	
133	285,100	321,300	355,000	
134	285,400	321,400	355,400	
135	285,700	321,500	355,800	
136	286,100	321,600	356,200	
137	286,500	321,700	356,600	
138	286,800	321,800	357,000	
139	287,200	321,900	357,400	
140	287,600	322,000	357,800	

	141	287,800	322,100	358,200	
	142	288,200	322,200	358,600	
	143	288,500	322,300	359,000	
	144	288,700	322,400	359,400	
	145	289,000	322,500	359,800	
	146	289,300	322,600	360,200	
	147	289,600	322,700	360,600	
	148	289,800	322,800	361,000	
	149	290,100	322,900	361,400	
	150	290,400		361,800	
	151	290,700		362,200	
	152	290,900		362,600	
	153	291,200		363,000	
	154	291,500		363,300	
	155	291,700		363,600	
	156	292,000		363,900	
	157	292,300		364,200	
	158	292,600			
	159	292,900			
	160	293,200			
	161	293,500			
	162	293,800			
	163	294,100			
	164	294,400			
	165	294,700			
再任用 職員		212,000	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	208,700	321,000	413,100
	2	211,100	324,900	415,900
	3	213,700	329,000	418,700
	4	216,000	332,800	421,500
	5	218,300	337,000	424,500
	6	220,800	340,800	427,400
	7	223,100	344,800	430,300
	8	225,600	348,700	433,100
	9	228,300	353,000	435,900
	10	231,000	357,100	438,800
	11	234,000	361,200	441,600
	12	236,800	365,200	444,400
	13	239,600	369,100	447,300
	14	243,500	373,400	450,300
	15	247,300	377,300	453,200
	16	251,100	381,200	455,900
	17	254,900	385,100	458,600
	18	258,900	388,100	461,300
	19	262,700	390,900	464,200
	20	266,600	393,900	466,900
	21	270,700	396,900	469,600
	22	274,400	399,700	472,300
	23	278,300	402,700	475,100
	24	281,900	405,500	477,700
	25	285,700	408,300	480,500
	26	289,500	411,000	483,100
	27	293,200	413,700	485,500
	28	296,900	416,300	487,900
	29	300,600	418,900	490,500
	30	304,200	421,500	493,100
	31	308,000	424,100	495,400
	32	311,700	426,500	497,900
	33	315,400	429,000	500,300
	34	319,100	431,500	502,800
	35	322,700	434,000	505,200
	36	326,300	436,500	507,700
	37	329,900	438,900	510,000
	38	333,400	441,300	512,100
	39	337,000	443,800	514,300
	40	340,200	446,200	516,300
	41	343,500	448,800	518,600
	42	346,600	451,000	520,300
	43	349,800	453,300	522,100
	44	353,000	455,400	524,000

再任用職員以外の職員

45	356,000	457,400	525,800
46	359,100	459,600	527,000
47	362,400	461,600	528,300
48	365,600	463,500	529,600
49	368,400	465,400	530,900
50	370,300	467,200	532,100
51	372,300	468,900	533,300
52	374,300	470,600	534,500
53	376,000	472,200	535,600
54	377,900	473,400	536,600
55	379,800	474,500	537,600
56	381,500	475,500	538,600
57	383,300	476,500	539,600
58	384,900	477,500	540,500
59	386,300	478,600	541,400
60	388,000	479,700	542,400
61	389,500	480,700	543,400
62	390,800	481,400	544,300
63	392,000	482,200	545,400
64	393,200	483,000	546,400
65	394,400	483,600	547,400
66	395,500	484,400	548,400
67	396,500	485,000	549,400
68	397,700	485,700	550,400
69	398,500	486,300	551,400
70	399,300	486,800	552,400
71	400,100	487,100	553,400
72	400,800	487,600	554,300
73	401,500	488,100	555,300
74	402,200	488,700	556,300
75	402,900	489,100	557,200
76	403,700	489,500	558,100
77	404,500	489,900	559,100
78	405,200	490,300	560,000
79	405,900	490,700	560,900
80	406,600	491,200	561,700
81	407,300	491,700	562,600
82	407,900	492,200	563,400
83	408,500	492,600	564,300
84	409,200	493,100	565,100
85	410,100	493,700	565,900
86	410,700	494,300	566,700
87	411,300	494,900	567,500
88	412,000	495,300	568,200
89	412,600	495,800	568,900
90	413,100	496,400	569,600
91	413,600	496,900	570,400
92	414,100	497,400	571,200

	93	414,500	497,900	571,900
	94	414,900	498,500	572,700
	95	415,300	499,000	573,400
	96	415,800	499,500	574,100
	97	416,300	500,000	574,800
	98	416,700	500,500	575,400
	99	417,200	501,000	576,100
	100	417,600	501,600	576,800
	101	418,000	502,100	577,500
	102	418,400	502,600	578,200
	103	418,800	503,100	578,800
	104	419,300	503,700	579,400
	105	419,800	504,200	580,200
	106	420,300		580,900
	107	420,800		581,600
	108	421,300		582,300
	109	421,700		582,900
再任用 職員		294,500	355,300	416,100

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,200	201,900	229,000	254,800	283,900
	2	149,400	203,400	231,000	256,700	286,400
	3	150,600	204,800	233,000	258,700	288,900
	4	151,800	206,100	235,000	260,700	291,400
	5	153,000	207,500	236,900	263,000	293,900
	6	154,300	208,800	238,900	265,200	296,400
	7	155,600	210,100	240,900	267,400	298,900
	8	156,900	211,600	242,900	269,600	301,500
	9	158,100	213,200	244,800	271,800	304,100
	10	159,500	214,700	246,900	274,100	306,700
	11	160,900	216,300	248,900	276,300	309,200
	12	162,300	217,900	250,900	278,600	311,800
	13	163,600	219,400	252,800	280,800	314,400
	14	165,000	221,100	254,900	283,100	317,000
	15	166,400	222,900	257,000	285,300	319,600
	16	167,900	224,600	259,200	287,700	322,200
	17	169,400	226,400	261,300	290,100	324,800
	18	171,100	228,200	263,500	292,500	327,400
	19	172,800	230,000	265,700	294,900	330,000
	20	174,600	231,900	267,900	297,300	332,700
	21	176,300	233,900	270,100	299,700	335,300
	22	178,000	235,700	272,400	302,100	338,000
	23	179,700	237,700	274,700	304,500	340,700
	24	181,400	239,600	277,000	306,900	343,400
	25	182,900	241,600	279,200	309,200	346,100
	26	184,500	243,500	281,500	311,600	348,800
	27	186,100	245,500	283,900	314,100	351,500
	28	187,700	247,600	286,300	316,600	354,200
	29	189,300	249,500	288,700	319,100	356,900
	30	190,300	251,600	290,800	321,600	359,700
	31	191,400	253,700	293,100	324,100	362,500
	32	192,400	255,800	295,400	326,500	365,300
	33	193,400	257,900	297,700	328,800	368,100
	34	194,700	259,800	299,800	331,200	370,800
	35	195,800	261,900	302,100	333,600	373,500
	36	197,100	263,900	304,400	336,000	376,200
	37	198,300	266,000	306,600	338,300	378,900
	38	199,700	267,900	308,800	340,700	381,600
	39	201,100	269,900	310,900	343,000	384,100
	40	202,500	271,800	313,100	345,300	386,700
	41	203,900	273,800	315,200	347,500	389,300
	42	205,500	275,600	317,400	349,800	391,900
	43	207,200	277,600	319,400	352,100	394,300
	44	209,000	279,600	321,500	354,300	396,800

再任用職員以外の職員

45	210,800	281,500	323,500	356,500	399,200
46	212,300	283,300	325,600	358,700	401,600
47	214,100	285,200	327,600	360,900	403,800
48	215,900	287,100	329,700	363,000	406,000
49	217,700	288,900	331,700	365,000	408,100
50	219,400	290,700	333,700	367,100	410,100
51	221,200	292,500	335,600	369,100	411,900
52	223,000	294,300	337,600	371,100	413,700
53	224,900	295,900	339,600	373,100	415,400
54	226,500	297,700	341,600	375,000	416,900
55	228,200	299,500	343,500	376,900	418,400
56	230,000	301,100	345,300	378,700	419,800
57	231,800	302,800	347,200	380,500	421,000
58	233,400	304,500	349,100	382,300	422,200
59	235,100	306,100	350,800	384,000	423,300
60	236,800	307,800	352,600	385,700	424,200
61	238,600	309,400	354,400	387,200	425,200
62	240,200	310,900	356,100	388,800	426,100
63	241,900	312,500	357,800	390,300	426,900
64	243,700	314,100	359,500	391,700	427,700
65	245,400	315,600	361,100	393,000	428,500
66	247,200	317,100	362,800	394,100	429,200
67	248,900	318,600	364,400	395,200	430,000
68	250,600	320,000	365,900	396,200	430,700
69	252,200	321,500	367,400	397,200	431,300
70	253,800	322,900	368,900	398,000	432,000
71	255,500	324,300	370,300	398,900	432,600
72	257,200	325,600	371,600	399,700	433,200
73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700
74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300
75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800
76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400
77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200
80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700
81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200
82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700
83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200
84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700
85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200
86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700
87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200
88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700
89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200
90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700

93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100
94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600
95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100
96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600
97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100
98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600
99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100
110	306,200	351,100	395,200	418,700	
111	307,000	351,500	395,600	419,100	
112	307,800	351,900	396,000	419,500	
113	308,400	352,300	396,400	419,900	
114	309,100	352,700	396,800	420,300	
115	309,700	353,100	397,200	420,700	
116	310,300	353,500	397,600	421,100	
117	310,800	353,900	398,000	421,500	
118	311,300		398,400		
119	311,700		398,800		
120	312,100		399,200		
121	312,400		399,600		
122	312,800		400,000		
123	313,200		400,400		
124	313,600		400,800		
125	314,000		401,200		
126	314,300		401,600		
127	314,700		402,000		
128	315,100		402,400		
129	315,500		402,800		
130	315,900		403,200		
131	316,300		403,600		
132	316,700		404,000		
133	317,000		404,400		
134	317,400				
135	317,700				
136	318,000				
137	318,300				
138	318,600				
139	318,900				
140	319,200				

	141	319,500				
	142	319,800				
	143	320,100				
	144	320,400				
	145	320,700				
再任用 職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,900	205,400	230,100	255,400	283,900
	2	161,400	206,600	232,000	257,400	286,400
	3	162,900	207,700	233,900	259,500	288,900
	4	164,400	208,700	235,800	261,600	291,400
	5	165,800	209,900	237,600	263,900	293,900
	6	167,300	211,000	239,500	266,100	296,400
	7	168,800	212,100	241,500	268,300	298,900
	8	170,300	213,500	243,500	270,500	301,500
	9	171,700	215,000	245,400	272,700	304,100
	10	173,200	216,300	247,500	275,000	306,700
	11	174,700	217,700	249,500	277,200	309,200
	12	176,200	219,100	251,500	279,500	311,800
	13	177,600	220,500	253,400	281,700	314,400
	14	179,000	222,200	255,500	284,000	317,000
	15	180,400	223,900	257,500	286,200	319,600
	16	181,800	225,600	259,700	288,500	322,200
	17	183,100	227,400	261,800	290,800	324,800
	18	184,400	229,200	264,000	293,100	327,400
	19	185,700	231,000	266,200	295,500	330,000
	20	187,000	232,800	268,300	297,900	332,700
	21	188,200	234,700	270,400	300,300	335,300
	22	189,900	236,400	272,700	302,700	338,000
	23	191,500	238,300	275,000	305,100	340,700
	24	193,000	240,200	277,300	307,500	343,400
	25	194,500	242,200	279,500	309,800	346,100
	26	195,200	244,100	281,800	312,200	348,800
	27	195,900	246,100	284,200	314,700	351,500
	28	196,500	248,100	286,600	317,200	354,200
	29	197,100	249,900	289,000	319,700	356,900
	30	197,800	251,900	291,100	322,100	359,700
	31	198,500	253,900	293,400	324,500	362,500
	32	199,500	255,900	295,700	326,900	365,300
	33	200,500	257,700	297,900	329,200	368,100
	34	201,600	259,700	300,100	331,600	370,800
	35	202,800	261,800	302,300	334,000	373,500
	36	204,000	263,900	304,500	336,400	376,200
	37	205,300	266,000	306,600	338,600	378,900
	38	206,700	267,900	308,800	340,900	381,600
	39	208,200	269,900	310,900	343,200	384,100
	40	209,800	271,800	313,100	345,500	386,700
	41	211,500	273,800	315,200	347,700	389,300
	42	213,000	275,600	317,400	350,000	391,900
	43	214,700	277,600	319,400	352,200	394,300
	44	216,500	279,600	321,500	354,300	396,800
	45	218,300	281,500	323,500	356,500	399,200
	46	220,000	283,300	325,600	358,700	401,600

再任用職員以外の職員

47	221,900	285,200	327,600	360,900	403,800
48	223,700	287,100	329,700	363,000	406,000
49	225,500	288,900	331,700	365,000	408,100
50	227,100	290,700	333,700	367,100	410,100
51	228,800	292,500	335,600	369,100	411,900
52	230,700	294,300	337,600	371,100	413,700
53	232,500	295,900	339,600	373,100	415,400
54	234,100	297,700	341,600	375,000	416,900
55	235,800	299,500	343,500	376,900	418,400
56	237,500	301,100	345,300	378,700	419,800
57	239,300	302,800	347,200	380,500	421,000
58	240,900	304,500	349,100	382,300	422,200
59	242,500	306,100	350,800	384,000	423,300
60	244,100	307,800	352,600	385,700	424,200
61	245,800	309,400	354,400	387,200	425,200
62	247,400	310,900	356,100	388,800	426,100
63	249,000	312,500	357,800	390,300	426,900
64	250,700	314,100	359,500	391,700	427,700
65	252,300	315,600	361,100	393,000	428,500
66	253,900	317,100	362,800	394,100	429,200
67	255,600	318,600	364,400	395,200	430,000
68	257,200	320,000	365,900	396,200	430,700
69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200
80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700
81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200
82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700
83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200
84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700
85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200
86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700
87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200
88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700
89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200
90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700
93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100
94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600
95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100
96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600

97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100	
98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600	
101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	309,100	351,100	395,200	418,700		
111	309,700	351,500	395,600	419,100		
112	310,300	351,900	396,000	419,500		
113	310,800	352,300	396,400	419,900		
114	311,300	352,700	396,800	420,300		
115	311,700	353,100	397,200	420,700		
116	312,100	353,500	397,600	421,100		
117	312,400	353,900	398,000	421,500		
118	312,800		398,400			
119	313,200		398,800			
120	313,600		399,200			
121	314,000		399,600			
122	314,300		400,000			
123	314,700		400,400			
124	315,100		400,800			
125	315,500		401,200			
126	315,900		401,600			
127	316,300		402,000			
128	316,700		402,400			
129	317,000		402,800			
130	317,400		403,200			
131	317,700		403,600			
132	318,000		404,000			
133	318,300		404,400			
134	318,600					
135	318,900					
136	319,200					
137	319,500					
138	319,800					
139	320,100					
140	320,400					
141	320,700					
再任用 職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「、3月1日」を削り、「第29条の3まで」を「第30条まで」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第30条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定 令和4年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定 令和4年12月1日
- 3 第1条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例の規

定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 略	第30条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> （第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては <u>100分の132.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> （第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては <u>100分の122.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」と、「 <u>100分の132.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の50</u> 」と、「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略

第2条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第29条 期末手当は_____、6月	第29条 期末手当は <u>3月1日</u> 、6月

1日及び12月1日（以下この条から第30条まで においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは

1日及び12月1日（以下この条から第29条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「1

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条の2中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中_____「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条の2中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項_____に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 略

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容																																																											
給料表 行政職給料表(一) 行政職給料表(二) 医療職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三)	別表第1及び別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(896円、0.24%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。																																																											
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和4年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.05</td> <td>1.025</td> <td>2.075</td> <td>1.05</td> <td>1.025</td> <td>2.075</td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>1.075</u></td> <td><u>2.275</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.10</td> <td>1.025</td> <td>2.125</td> <td>1.10</td> <td><u>1.125</u></td> <td><u>2.225</u></td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>1.075</u></td> <td><u>2.275</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.40</td> <td>2.05</td> <td>4.45</td> <td>2.40</td> <td><u>2.15</u></td> <td><u>4.55</u></td> <td>2.40</td> <td>2.15</td> <td>4.55</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.05	1.025	2.075	1.05	1.025	2.075	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>	12月期	1.10	1.025	2.125	1.10	<u>1.125</u>	<u>2.225</u>	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-	合計	2.40	2.05	4.45	2.40	<u>2.15</u>	<u>4.55</u>	2.40	2.15	4.55
	区分		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)																																																			
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																		
	6月期	1.05	1.025	2.075	1.05	1.025	2.075	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>																																																		
	12月期	1.10	1.025	2.125	1.10	<u>1.125</u>	<u>2.225</u>	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>																																																		
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-																																																		
	合計	2.40	2.05	4.45	2.40	<u>2.15</u>	<u>4.55</u>	2.40	2.15	4.55																																																		
	管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和4年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.85</td> <td>1.225</td> <td>2.075</td> <td>0.85</td> <td>1.225</td> <td>2.075</td> <td>1.00</td> <td><u>1.275</u></td> <td><u>2.275</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.90</td> <td>1.225</td> <td>2.125</td> <td>0.90</td> <td><u>1.325</u></td> <td><u>2.225</u></td> <td>1.00</td> <td><u>1.275</u></td> <td><u>2.275</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.00</td> <td>2.45</td> <td>4.45</td> <td>2.00</td> <td><u>2.55</u></td> <td><u>4.55</u></td> <td>2.00</td> <td>2.55</td> <td>4.55</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.85	1.225	2.075	0.85	1.225	2.075	1.00	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>	12月期	0.90	1.225	2.125	0.90	<u>1.325</u>	<u>2.225</u>	1.00	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-	合計	2.00	2.45	4.45	2.00	<u>2.55</u>	<u>4.55</u>	2.00	2.55	4.55
	区分		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)																																																			
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																		
6月期	0.85	1.225	2.075	0.85	1.225	2.075	1.00	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>																																																			
12月期	0.90	1.225	2.125	0.90	<u>1.325</u>	<u>2.225</u>	1.00	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>																																																			
3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-																																																			
合計	2.00	2.45	4.45	2.00	<u>2.55</u>	<u>4.55</u>	2.00	2.55	4.55																																																			
再任用職員(※)の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和4年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>1.10</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>1.10</td> <td><u>0.675</u></td> <td><u>0.525</u></td> <td><u>1.20</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.65</td> <td>0.50</td> <td>1.15</td> <td>0.65</td> <td><u>0.55</u></td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.675</u></td> <td><u>0.525</u></td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.35</td> <td>1.00</td> <td>2.35</td> <td>1.35</td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>2.40</u></td> <td>1.35</td> <td>1.05</td> <td>2.40</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.60	0.50	1.10	0.60	0.50	1.10	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	<u>1.20</u>	12月期	0.65	0.50	1.15	0.65	<u>0.55</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	1.20	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	合計	1.35	1.00	2.35	1.35	<u>1.05</u>	<u>2.40</u>	1.35	1.05	2.40	
区分		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)																																																				
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																			
6月期	0.60	0.50	1.10	0.60	0.50	1.10	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	<u>1.20</u>																																																			
12月期	0.65	0.50	1.15	0.65	<u>0.55</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	1.20																																																			
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-																																																			
合計	1.35	1.00	2.35	1.35	<u>1.05</u>	<u>2.40</u>	1.35	1.05	2.40																																																			
再任用管理職員(※)の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和4年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.50</td> <td>0.60</td> <td>1.10</td> <td>0.50</td> <td>0.60</td> <td>1.10</td> <td><u>0.575</u></td> <td><u>0.625</u></td> <td><u>1.20</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.55</td> <td>0.60</td> <td>1.15</td> <td>0.55</td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.575</u></td> <td><u>0.625</u></td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.15</td> <td>1.20</td> <td>2.35</td> <td>1.15</td> <td><u>1.25</u></td> <td><u>2.40</u></td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> <td>2.40</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.50	0.60	1.10	0.50	0.60	1.10	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	<u>1.20</u>	12月期	0.55	0.60	1.15	0.55	<u>0.65</u>	<u>1.20</u>	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	1.20	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	合計	1.15	1.20	2.35	1.15	<u>1.25</u>	<u>2.40</u>	1.15	1.25	2.40	
区分		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)																																																				
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																			
6月期	0.50	0.60	1.10	0.50	0.60	1.10	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	<u>1.20</u>																																																			
12月期	0.55	0.60	1.15	0.55	<u>0.65</u>	<u>1.20</u>	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	1.20																																																			
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-																																																			
合計	1.15	1.20	2.35	1.15	<u>1.25</u>	<u>2.40</u>	1.15	1.25	2.40																																																			
	※ 令和5年度にあつては、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)																																																											
施行期日等	1 第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和5年4月1日から施行する。																																																											

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第37号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は_____、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の120</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の120

を
乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を

乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

項 目	改 正 内 容															
期 末 手 当	支給月数															
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="560 674 703 730">区 分</th><th data-bbox="703 674 951 730">現 行</th><th data-bbox="951 674 1198 730">改 正</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="560 730 703 786">6 月 期</td><td data-bbox="703 730 951 786">1 . 0 5</td><td data-bbox="951 730 1198 786"><u>1 . 2 0</u></td></tr><tr><td data-bbox="560 786 703 842">1 2 月 期</td><td data-bbox="703 786 951 842">1 . 1 0</td><td data-bbox="951 786 1198 842"><u>1 . 2 0</u></td></tr><tr><td data-bbox="560 842 703 898">3 月 期</td><td data-bbox="703 842 951 898">0 . 2 5</td><td data-bbox="951 842 1198 898">—</td></tr><tr><td data-bbox="560 898 703 954">合 計</td><td data-bbox="703 898 951 954">2 . 4 0</td><td data-bbox="951 898 1198 954">2 . 4 0</td></tr></tbody></table>	区 分	現 行	改 正	6 月 期	1 . 0 5	<u>1 . 2 0</u>	1 2 月 期	1 . 1 0	<u>1 . 2 0</u>	3 月 期	0 . 2 5	—	合 計	2 . 4 0	2 . 4 0
	区 分	現 行	改 正													
	6 月 期	1 . 0 5	<u>1 . 2 0</u>													
	1 2 月 期	1 . 1 0	<u>1 . 2 0</u>													
	3 月 期	0 . 2 5	—													
合 計	2 . 4 0	2 . 4 0														
6 月 期	1 . 0 5	<u>1 . 2 0</u>														
1 2 月 期	1 . 1 0	<u>1 . 2 0</u>														
3 月 期	0 . 2 5	—														
合 計	2 . 4 0	2 . 4 0														

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第38号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100

33	234,700	330,000	377,700	409,400
34	236,600	332,000	379,500	410,600
35	238,500	334,100	381,200	411,800
36	240,500	336,100	382,600	413,000
37	242,500	337,700	384,000	414,100
38	244,400	339,500	385,300	415,100
39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100
41	250,500	344,700	389,000	418,000
42	252,400	346,400	390,200	418,900
43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600
45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100
50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400

再任用職員以外の職員

69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	

105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			

141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			
163	381,000			
164	381,400			
165	381,700			
166	382,100			
167	382,400			
168	382,800			
169	383,200			
再任用 職員	229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「第29条まで」を「第30条まで」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第30条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年4月1日

(2) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年12月1日

3 第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定

を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 略	第30条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の132.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の122.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」と、「 <u>100分の132.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の50</u> 」と、「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～7 略	4～7 略

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)

第27条 期末手当は_____、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

07.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中_____

「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

12.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」

とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、

「支給日」とあるのは「支給日（同項_____に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（896円、0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。									
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.05	1.025	2.075	1.05	1.025	2.075	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	12月期	1.10	1.025	2.125	1.10	<u>1.125</u>	<u>2.225</u>	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合 計	2.40	2.05	4.45	2.40	<u>2.15</u>	<u>4.55</u>	2.40	2.15	4.55
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.85	1.225	2.075	0.85	1.225	2.075	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	12月期	0.90	1.225	2.125	0.90	<u>1.325</u>	<u>2.225</u>	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合 計	2.00	2.45	4.45	2.00	<u>2.55</u>	<u>4.55</u>	2.00	2.55	4.55
	再任用職員（※）の支給月数									
	現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.60	0.50	1.10	0.60	0.50	1.10	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.65	0.50	1.15	0.65	<u>0.55</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合 計	1.35	1.00	2.35	1.35	<u>1.05</u>	<u>2.40</u>	1.35	1.05	2.40	
再任用管理職員（※）の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.50	0.60	1.10	0.50	0.60	1.10	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.55	0.60	1.15	0.55	<u>0.65</u>	<u>1.20</u>	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合 計	1.15	1.20	2.35	1.15	<u>1.25</u>	<u>2.40</u>	1.15	1.25	2.40	
※ 令和5年度にあつては、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）										
施行期日等	1 第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和5年4月1日から施行する。									

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第39号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,600	185,800	246,200	269,700	331,500
	2	156,900	187,800	248,400	271,900	334,000
	3	158,200	189,800	250,500	274,100	336,500
	4	159,500	191,800	252,600	276,300	339,000
	5	160,900	193,800	254,700	278,500	341,500
	6	162,400	195,900	256,900	280,700	343,800
	7	163,900	197,900	259,000	282,900	346,100
	8	165,500	199,900	261,200	285,100	348,400
	9	167,100	201,900	263,400	287,400	350,600
	10	168,800	203,900	265,600	289,800	352,800
	11	170,600	205,900	267,800	292,200	355,100
	12	172,500	207,900	270,000	294,600	357,400
	13	174,400	210,000	272,200	297,100	359,700
	14	176,300	212,000	274,400	299,500	362,000
	15	178,300	214,000	276,600	302,000	364,300
	16	180,300	216,000	278,800	304,500	366,600
	17	182,400	218,100	281,000	307,000	368,800
	18	184,700	220,400	283,400	309,300	371,000
	19	187,000	222,600	285,900	311,600	373,200
	20	189,300	224,800	288,300	313,800	375,400
	21	191,600	226,900	290,700	316,000	377,500
	22	192,800	229,000	293,000	318,200	379,600
	23	194,000	231,000	295,200	320,500	381,700
	24	195,200	233,100	297,400	322,800	383,800
	25	196,400	235,100	299,600	325,000	385,900
	26	197,600	237,200	301,900	327,200	388,000
	27	198,800	239,300	304,200	329,500	390,000
	28	200,000	241,300	306,400	331,800	392,000
	29	201,200	243,300	308,500	334,000	394,000
	30	202,400	245,300	310,600	336,300	396,000
	31	203,600	247,400	312,800	338,500	398,000
	32	204,800	249,500	314,900	340,800	400,000
	33	206,100	251,500	317,000	343,000	402,000
	34	207,400	253,600	319,100	345,200	404,000
	35	208,800	255,600	321,300	347,500	406,000
	36	210,200	257,600	323,400	349,700	407,900
	37	211,600	259,600	325,500	352,000	409,800
	38	213,000	261,600	327,600	354,300	411,700
	39	214,400	263,600	329,800	356,500	413,600
	40	215,800	265,700	331,900	358,700	415,500
	41	217,300	267,700	334,000	360,800	417,400
	42	218,900	269,800	336,200	362,800	419,300
	43	220,600	271,800	338,300	364,900	421,200
	44	222,300	273,800	340,400	366,900	423,100

再任用職員以外の職員

45	224,000	275,800	342,500	369,000	425,000
46	225,500	277,800	344,600	371,100	426,800
47	227,000	279,800	346,700	373,100	428,600
48	228,500	281,800	348,800	375,100	430,400
49	230,000	283,900	350,800	377,000	432,200
50	231,500	285,900	352,800	379,000	433,900
51	233,000	287,900	354,800	381,000	435,600
52	234,500	289,900	356,800	382,900	437,300
53	236,000	291,900	358,700	384,900	438,900
54	237,500	293,900	360,600	386,800	440,500
55	239,000	295,900	362,600	388,600	442,100
56	240,400	297,900	364,500	390,500	443,700
57	241,800	299,900	366,400	392,400	445,200
58	243,200	301,900	368,200	394,200	446,700
59	244,600	303,900	370,000	395,900	448,200
60	246,000	305,900	371,800	397,600	449,700
61	247,300	307,900	373,500	399,200	451,100
62	248,600	309,900	375,100	400,800	452,400
63	249,900	311,900	376,700	402,500	453,600
64	251,300	313,800	378,200	404,200	454,700
65	252,700	315,700	379,600	405,800	455,700
66	254,100	317,600	381,000	407,300	456,700
67	255,400	319,500	382,300	408,900	457,600
68	256,700	321,400	383,600	410,400	458,500
69	258,000	323,200	384,800	411,800	459,400
70	259,300	325,000	386,100	413,100	460,300
71	260,600	326,700	387,300	414,400	461,100
72	262,000	328,400	388,500	415,800	461,800
73	263,300	330,100	389,600	417,100	462,500
74	264,700	331,800	390,600	418,300	463,100
75	266,000	333,500	391,600	419,600	463,700
76	267,300	335,200	392,500	420,800	464,200
77	268,600	336,800	393,300	421,900	464,700
78	269,900	338,400	394,000	422,900	465,200
79	271,200	339,900	394,600	424,000	465,700
80	272,500	341,300	395,200	425,000	466,200
81	273,800	342,700	395,800	426,000	466,700
82	275,000	344,100	396,400	426,900	467,200
83	276,300	345,500	396,900	427,800	467,700
84	277,500	346,900	397,300	428,600	468,200
85	278,800	348,200	397,600	429,300	468,700
86	280,000	349,400	398,000	429,800	469,200
87	281,200	350,500	398,400	430,200	469,700
88	282,400	351,600	398,800	430,600	470,200
89	283,600	352,600	399,200	431,000	470,700
90	284,800	353,600	399,600	431,500	471,200
91	286,000	354,500	400,000	431,900	471,700
92	287,100	355,400	400,400	432,300	472,200

93	288,200	356,200	400,800	432,600	472,700
94	289,300	356,900	401,200	433,000	473,200
95	290,400	357,600	401,600	433,400	473,700
96	291,500	358,300	402,000	433,800	474,200
97	292,600	359,000	402,400	434,200	474,700
98	293,700	359,700	402,800	434,600	475,200
99	294,700	360,300	403,200	435,000	475,700
100	295,700	360,800	403,600	435,400	476,200
101	296,700	361,300	404,000	435,800	476,700
102	297,700	361,900	404,400	436,200	
103	298,700	362,500	404,800	436,600	
104	299,700	363,000	405,200	437,000	
105	300,600	363,500	405,600	437,400	
106	301,500	363,900	406,000	437,800	
107	302,300	364,300	406,400	438,200	
108	303,100	364,700	406,800	438,600	
109	303,900	365,100	407,100	439,000	
110	304,600	365,500	407,500	439,400	
111	305,300	365,800	407,800	439,800	
112	306,000	366,100	408,200	440,200	
113	306,600	366,400	408,600	440,600	
114	307,100	366,800	409,000	441,000	
115	307,600	367,100	409,400	441,400	
116	308,100	367,400	409,800	441,800	
117	308,600	367,700	410,100	442,200	
118	309,100	368,100	410,500	442,600	
119	309,600	368,400	410,800	443,000	
120	310,100	368,700	411,200	443,400	
121	310,500	369,000	411,600	443,800	
122	310,900	369,400	412,000	444,200	
123	311,300	369,700	412,300	444,600	
124	311,700	370,000	412,700	445,000	
125	312,100	370,300	413,100	445,400	
126	312,500	370,700	413,500	445,800	
127	312,800	371,000	413,900	446,200	
128	313,100	371,300	414,300	446,600	
129	313,400	371,600	414,600	447,000	
130	313,800	372,000	415,000	447,400	
131	314,100	372,300	415,400	447,800	
132	314,400	372,600	415,800	448,200	
133	314,700	372,900	416,100	448,600	
134	315,000	373,300	416,500		
135	315,400	373,600	416,900		
136	315,700	373,900	417,300		
137	316,000	374,200	417,600		
138	316,400	374,600	418,000		
139	316,700	374,900	418,400		
140	317,000	375,200	418,700		

141	317,300	375,500	419,000		
142	317,700	375,800	419,400		
143	318,000	376,100	419,800		
144	318,300	376,400	420,100		
145	318,600	376,700	420,400		
146	319,000	377,000	420,800		
147	319,300	377,300	421,200		
148	319,600	377,600	421,500		
149	319,900	377,900	421,800		
150	320,300	378,200			
151	320,600	378,500			
152	320,900	378,800			
153	321,200	379,100			
154	321,500	379,400			
155	321,800	379,700			
156	322,100	380,000			
157	322,400	380,300			
158	322,700	380,600			
159	323,000	380,900			
160	323,300	381,200			
161	323,600	381,500			
162	323,900	381,800			
163	324,200	382,100			
164	324,500	382,400			
165	324,800	382,700			
166	325,100	383,000			
167	325,400	383,300			
168	325,700	383,600			
169	326,000	383,900			
170		384,200			
171		384,500			
172		384,800			
173		385,100			
174		385,400			
175		385,700			
176		386,000			
177		386,300			
再任用 職員	219,700	258,100	276,600	294,600	324,900

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「、3月1日」を削り、「第31条まで」を「第32条まで」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第32条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第32条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年4月1日

(2) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年12月1日

3 第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定を

適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会が定める。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第32条 略	第32条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> （第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の132.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> （第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の122.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」と、「 <u>100分の132.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の50</u> 」と、「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～7 略	4～7 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)

第29条 期末手当は_____、6月1日及び12月1日（以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第29条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

07.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中_____

「支給日」とあるのは「支給日（第32条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

12.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」

とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、

「支給日」とあるのは「支給日（同項_____に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(828円、0.20%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。									
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.05	1.025	2.075	1.05	1.025	2.075	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	12月期	1.10	1.025	2.125	1.10	<u>1.125</u>	<u>2.225</u>	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合計	2.40	2.05	4.45	2.40	<u>2.15</u>	<u>4.55</u>	2.40	2.15	4.55
	管理職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.85	1.225	2.075	0.85	1.225	2.075	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	12月期	0.90	1.225	2.125	0.90	<u>1.325</u>	<u>2.225</u>	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合計	2.00	2.45	4.45	2.00	<u>2.55</u>	<u>4.55</u>	2.00	2.55	4.55
再任用職員(※)の支給月数										
	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.60	0.50	1.10	0.60	0.50	1.10	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.65	0.50	1.15	0.65	<u>0.55</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合計	1.35	1.00	2.35	1.35	<u>1.05</u>	<u>2.40</u>	1.35	1.05	2.40	
再任用管理職員(※)の支給月数										
	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.50	0.60	1.10	0.50	0.60	1.10	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.55	0.60	1.15	0.55	<u>0.65</u>	<u>1.20</u>	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合計	1.15	1.20	2.35	1.15	<u>1.25</u>	<u>2.40</u>	1.15	1.25	2.40	
※ 令和5年度にあつては、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)										
施行期日等	1 第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和5年4月1日から施行する。									